

○議長 小田 武人君

2番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

2番、松岡泉でございます。本日は通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。件名は学校図書館の充実についてでございます。

我が国においては、近年、生活環境の変化やさまざまなメディアの発達・普及などを背景として、国民の読書離れ、活字離れが指摘されております。読書することは、考える力、感じる力、表す力等を育てるとともに、豊かな情操を育み、全ての活動の基盤となる価値・教養・感性等を生涯を通じて涵養していく上でも重要であります。特に、変化の激しい現代社会の中、みずからの責任で主体的に判断を行い、自立して生きていくためには、必要な情報を収集し、取捨選択する能力を身につけておかなければなりません。本を読む習慣、本を通じて物事を調べる習慣を子供の時期から確立していくことが重要であります。学校教育においても、家庭や地域と連携をしながら、読書の習慣づけを図る効果的な指導を展開していく必要があります。とりわけ、学校図書館がその機能を十分に発揮することが求められております。また学校教育においては、学習指導要領が改訂されたことから、学校図書館が新たな役割・機能を備えることも必要となってきております。しかし、町の学校図書館の現状を見ても、保護者や子供たちからは、「本が古い」、「必要な資料が見当たらない」といったような意見が寄せられております。このような状況、期待には沿えられていない状況にあります。そこで、学校図書館の充実が喫緊の課題と考え、お伺いいたします。

初めに、町は学校教育における学校図書館の重要性をどう認識し、どう位置づけているのかをお伺いします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

学校図書館の位置づけについてですが、学校図書館法という法律がございますので、その中の規定を抜粋し、御説明いたします。

まず、学校図書館は全ての学校におかなければならないと規定されています。また、学校図書館の目的は、「図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成すること」となっております。その供用方法例としては、図書資料を収集し、児童生徒及び教員の利用に供すること。図書館資料の分類配列を適切にし、その目録を整備すること。図書館資料の利用その他図書館の利用に関し、児童また

平成30年第1回定例会（松岡泉議員一般質問）

は生徒に対し指導を行うこと。他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、協力することなどがございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

答弁がありましたように、学校図書館はですね、教育活動の展開や子供たちの育ちにとってですね、欠かすことのできない、学校教育においても基礎的な設備であると考えます。

それではですね、この学校図書館は、役割・機能としてはどういうことが求められているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

学校図書館の役割・機能についてですが、大きく3点ございます。読書センターとしての機能、学習・情報センターとしての機能、教員のサポート機能などがございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、説明がありましたように、3つの機能があるということで、お答えをいただきました。この読書センターの機能ですけれども、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力を育み、自由な読書活動や読書指導の場としての機能があると思います。具体的にはですね、学校図書館の一環として、全ての子供に本を選んで読む経験、読書に親しむきっかけを与えたり、子供たちが自由に好きな本を選び、静かに読みふける場を提供する。さまざまな本を紹介して、読書の楽しさを伝えるような読書センターの機能ではないかと思います。これにつきましてはですね、平成19年6月に改正された学校教育法の第21条においてもですね、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと、ということで規定が盛り込まれています。

2つ目に挙げられました学習・情報センターとしての機能なんですけれども、これは児童生徒の自発性、主体的、協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにして、その理解を深めたりするとともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・

平成30年第1回定例会（松岡泉議員一般質問）

活用能力を育成したりする機能であります。具体的にはですね、学校図書館で、図書やその他の資料を使って授業を行うなど、教科等の日常的な指導において活用されます。また教室での授業で学んだことを確かめ、広げ、広める。資料を集めて、読み取り、自分の考えをまとめて発表するなど、児童生徒の主体的な学習活動を支援する機能であります。また、図書や新聞、インターネット等のデジタル情報など多様なメディアを提供して、資料の探し方・集め方・選び方や記録の取り方、比較検討、情報のまとめ等を学ばせる授業の展開に寄与する機能であります。

最後に教員のサポート機能なんですけれども、教員の授業改善や資質能力の向上のため、支援機能、教科指導のための研究文献や教科書向け指導資料、教材として使える図書などを集めて教員が使えるようにしたり、こうした図書資料のレファレンスや他の図書館から資料を取り寄せるサービスを行ったりする機能が、この教員サポートの機能となります。

今、3つの機能についてお伺いしたわけでありましてけれども。現状のですね、社会情勢を踏まえ、また教育現場の状況を踏まえてですね、新たな機能も求められております。このほかですね、子供の居場所づくりや、家庭や地域への読書活動の支援などの新たな役割を求められておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

今後期待される新たな役割についてですが、まず子供たちの居場所の提供。昼休みの学校図書館は教室内の固定された人間関係から離れ、児童生徒が自分だけの時間を過ごすことができます。また、年齢の異なるさまざまな人たちとのかかわりを持つことができる場所にもなります。子供のストレスの高まりや、生徒指導上の諸問題への対応の観点からも、学校内における心の居場所として重要な役割・機能が期待されます。

そしてもう1点の家庭や地域への読書活動の支援についてですが、今現在は小中学校で行っている朝の読み聞かせに参加していただいている読書ボランティアの方々への本の貸し出しのみとなっております。こちらの機能の重要性も承知、理解はしておりますが、運用上の問題等から、現段階では厳しいものと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、答弁がありましたように、機能拡大としてはこういったですね、子供の居場所づくりや地域との連携ということで、非常に難しい問題もはらんでいるということで、そういった御回答で

平成30年第1回定例会（松岡泉議員一般質問）

ありましたけれども、学校の環境を踏まえながらですね、こういった役割もですね、担っていただけるような図書館になればいいんじゃないかなと思います。また加えてですね、今回、学習指導要領が改訂されました。そういう意味でですね、アクティブラーニングからの視点や英語教育の導入に当たってのですね、機能拡大についての考えをお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

新学習指導要領にも、「学校図書館資料等を有効に利活用することは、問題発見・解決のために必要な資料・情報の収集・提供・選択等を通じて、授業内容を深め、児童生徒の理解をより豊かにするものである」と明記されております。

さらに、アクティブラーニング、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善においても、ますます重要な役割・機能を果たしていくと考えます。また、英語教育の導入についても同様で、当然重要な役割・機能を果たしていくとは考えますが、こちらにつきましては、平行して学校教育ICT機器導入と検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

そういう意味で、学校図書館に対するですね、期待というか、これはですね、新学習指導要領も定められたこともありますし、また、そういう中でアクティブラーニングをやっていく上でもですね、この図書館の意義というのはですね、本当に膨らむばかりではないかと思っております。そういう意味で、今後この活性化の、この図書館のですね、充実、活性化の推進はですね、学校教育上で最もまた重要な鍵になるのではないかと私は考えております。

そういったことで、(2)に移るわけですけども。

我が町のですね、学校図書館、中学校それから各小学校3校、合わせて4つあるわけですけども、この現状がですね、どうなっているか。また課題はどうかということなんですが。一番初めにちょっと述べさせていただきましたけれども、どうも保護者の皆様から見るとですね、十分な充実が図られていないんじゃないかといったことがありました。そういうことで、まずですね、この町の図書館が今どうなっているのかなというところなんですが。

初めはですね、この蔵書の状況についてお伺いしていきます。平成5年にですね、文科省による学校図書館図書標準の整備目標が設定されています。学校図書館として、蔵書としてはどのくらいを構えていなくちゃいけないとか、比率配分はどのあたり、要するにどういった図書を準備

## 平成30年第1回定例会（松岡泉議員一般質問）

しなければならないとか、そういったものが定められているわけでございます。種類についてはですね、特別に決まりはないようでありませけれども、学校図書館図書基準というのが、昭和34年文部省が発表しているんですけれども、その3項の資料構成についてということですね、その中で蔵書の配分比率が示されております。またですね、社団法人全国学校図書館協議会では、学校図書館メディア、図書、新聞、雑誌、ビデオ、オーディオ等の数量基準を定めた学校図書館メディア基準を平成12年に策定しております。これは蔵書の分類のバランスをですね、よくとるためのということで定められているわけですが、それ以外にですね、この図書の選定基準ですね、どういった本を購入するか、選定基準。それからですね、廃棄基準ですね。どういった図書について廃棄するかと、そういった基準についてもこの全国協議会の中で定められております。それではですね、我が町の中学校、小学校、この蔵書数と種類がどうなっているか。今後状況をちょっと聞いていくわけですが、かなりの項目にわたりますので、まとめて3つから4つの項目ごとに質問させていただきます。

初めに、中学校、小学校の蔵書数と種類。これにつきましては、種類というのは配分比率がどうなっているかということでもあります。それから、配分比率に示されております新聞、雑誌、オーディオ、PCの設置状況はどうなっているか。3つ目としまして、教員図書。今のところ職員室等に置いてある図書もあるというふうにお伺いしておりますけれども、その教員図書の状況がどうなっているかお伺いいたします。

### ○議長 小田 武人君

学校教育課長。

### ○学校教育課長 新開 晴浩君

各項目の答弁に入ります前に、先ほど松岡議員も少し触れられましたが、少し説明をさせていただきます。

蔵書数の目安、これは議員が申したように、学校図書館標準、こちらを目安としております。具体的には、学校の学級数に応じて示されており、町内の4校とも標準を大幅に上回った蔵書冊数となっております。また蔵書の種類についてですが、平成12年に全国学校図書館協議会が、学校図書館メディア基準を策定しております。その中で、蔵書の種類を10種に分類しており、その標準配分比率と比較しますと、町内の4校とも文学の比率が高い傾向にあります。ただ、その学校図書館メディア基準では、「学校の教育課程、地域の実情を考慮して運用する」との、ただし書きがあります。

芦屋町の実情としては、吉田直文庫により、文学の分野の本が多く寄贈されており、これが文学比率を引き上げている大きな要因の一つであると考えます。また、ほかの分野の比率が低くとも、豊富な蔵書冊数に各分野の比率を乗じて計算しますと、文学以外の分野の本も、標準程度の

平成30年第1回定例会（松岡泉議員一般質問）

蔵書冊数は確保できているものと認識しております。

続きまして、具体的な各学校の蔵書数ですが、平成29年4月1日現在で、芦屋小学校が5,560冊、芦屋東小学校が6,520冊、山鹿小学校が7,960冊、芦屋中学校が1万1,200冊となっております。以上で蔵書の種類、配分比率ですが、おおむね標準となっておりますことを御報告いたします。

次に新聞雑誌、オーディオ、パソコンの設置についてですが、新聞は3小学校に小学生新聞を置いております。中学校には置いておりません。雑誌とオーディオ設備は4校とも置いておりません。パソコンは芦屋小学校と芦屋中学校の2校には置いておりますが、これは司書用で、児童生徒が利用できるものではございません。芦屋東小学校と山鹿小学校には司書用にも置いておりません。

そして教員図書状況についてですが、これは学校によって多少差異があります。図書館に教員図書資料を置いている学校もあれば、御指摘のように職員室や資料室に教員図書を置いている学校もあります。ただ、教員図書資料は、必要分は購入しているものと認識しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

答弁の中ではですね、文部省が整備目標としている蔵書数の標準は満たしているということがありました。ただですね、文部省が示しているのはそういうことなんですけど、先ほどの社団法人の全国学校図書館協議会の策定基準を見ますとですね、これはあくまでも参考の程度だろうと思うんですけども。それからするとですね、最低基準まで達していないんですね。今、学校の数量も、蔵書数も言っていましたけども、標準ぎりぎりのところを通過している程度で、その中でですね、多くは先ほどお話もありました小説、そういった文学的なものが非常に多いわけですね。あと残りからすると、その学校で必要な理科、自然科学とか社会科学とそういった面で利用するものに関してはですね、どちらかという、手薄いのかなというような感覚なんです。先ほどの全国図書館協議会のやつからするとですね、もう、文科省との違いがちょうど半分の数ぐらいなんですよね。2倍ぐらい協議会が定めている最低基準は多いわけなんですけども。そういう意味からすると、不足がちではないのかなというようにも見えるわけですね。それから配分についても偏りのない、バランスの取れた蔵書があればいいかなと思うんですけども。そういう面からすると、子供たちが資料を探そうと思っても見つからないような事態が起こっていることは事実じゃないかなと思います。

また、標準の中にですね、新聞、雑誌、これについても置くような文科省からの指示もあるわ

けですけれども。今後ですね、オーディオ、PCの設置についてはですね、今のところ学校司書さんにも届いているところが2校ぐらいある、パソコンがある程度ということなんですけれども。まあ行き届いてないんですが。

先日、町長の方からですね、ICT教育についてしっかり取り組んでいくよという御回答もいただいて、今回ですね、予算もつけていただいて、いよいよ始まったかなと思われるんですけども。そういう意味からすればですね、今後、その新学習指導要領に基づいたですね、必要な備品等もですね、逐次ですね、備えていかれるんじゃないかなと。そういう意味からすれば、充実はこの面に関してはですね、充実を図っていかれるんじゃないかと思われま。

それから、教員図書なんですけれども、これはちょっと私もよくわからないんですが。先生方が集められる資料というのは、プリントしたりですね、インターネットから集めたり、いろいろな情報で整理されたものについては、多分、申し送り等も行われつつ、教員図書に収められているのかなと思うんですけど。本来であればこの図書館に、学校図書館にそういった機能をつけられるべきというものがうたわれておりますので、少なくとも、先生たちがですね、調べようかなと思ったものの基本的なですね、図書はやっぱりそろえていく必要があると思いますし。実際ですね、予算配分の中で教員用に充てておられるところも金額も上がっていますので、そういう面からしたらそろえていく必要があるかと思ひます。

続けてですね、蔵書の選定、この図書館の本を入れる。どういったものを入れるのか。それから、どういったものを廃棄していくのか。これはどのように行われているのかですね。それから蔵書の管理や図書にかかわる情報収集はどのようにして行われているのか。それと町の図書館がありますけど、学校図書館とのかかわりはどうなっているのかお伺ひいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

蔵書の選定・更新・廃棄についてですが、各学校によって、多少異なります。芦屋小学校では、選定・更新は書店や図書館、インターネットの情報から選択し、購入しております。廃棄は傷みの激しい本や、10年以上経過し、内容が古くなった本が対象となります。

芦屋東小学校では、蔵書の文学比率が高いため、平成21年度から文学以外の本を多く購入するよう留意しております。また、授業に関連する本も購入するよう留意しております。そして児童のリクエストも可能な限り取り入れて購入しております。廃棄についてですが、内容が古くなった本や背表紙が薄くなった本が対象となっております。

山鹿小学校では、選定・更新はカタログや先生、児童の意見を聞き、児童の成長に資する本を購入しております。廃棄は本の種類にもよりますが、3年から10年経過した本や、内容が極端

に変更された本が対象となっております。

芦屋中学校では、選定は新聞等の記事や生徒の希望から選択しております。廃棄は 10 年以上経過した本が対象となっております。

蔵書管理についてですが、4 校とも同様に、児童生徒に図書カードを交付しており、貸出時は貸出カードに必要事項を記入し、貸し出してあります。この情報を台帳に記入し、確認しております。これで、在庫管理もできてあります。なお、中学校ではパソコンでエクセルによるデータベース化を進めてあります。

図書にかかわる情報収集ですが、書店のカatalogや図書館、新聞記事、インターネットからの情報、生徒児童や教員からの希望によります。

最後に町の図書館とのかかわりについてですが、新入生入学後に図書指導をしていただいたり、年に二、三回、ブックトークをしていただいたりしております。また、年に 5 回程度、町の図書館が選んだ本、選書を貸し出してもらっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

この蔵書の選定、廃棄、更新についてですけども、誰がですね、何を基準として、どのように処置しているのか。それがちょっとわからないとか、基準がないということで、はっきりちょっとしないんですよね。それぞれの学校で、組織の中で判断されてですね、これはやっておられるかと思うんですけども。先ほど申しました全国の学校図書館協議会では、そういった基準が設けられて策定もされているわけですよね。やっぱりそういう面からすると、明文化された基準のもとにですね、これは組織的に判断してですね、計画的にそういった選書、それから廃棄、更新を図っていく必要があるのではないかなというように思います。それとですね、図書館の資料の整理のためにということで我が学校では、昔ながらの私の子供時代と同じようにカードですね、貸し出しカードに記入して運営されているような状況なんですけども。本来はですね、もうそういった時代じゃないですね。目録を整備して蔵書のデータベース化を図る。それから貸し出し、返却手続、統計作業等を迅速に行われるようにするような仕組みが必要じゃないですかね。まあ、そういうことができれば、学校、町内ですね、学校図書館との連携も図れますし、ネットワーク化によってですね、広域的な運用が図れる。また、どこにどういった本があるかというのは町の中だけでですね、わかるような状況になってくるかと思うんです。そういうことで、近隣の町ではですね、バーコード機能を当然、備えておるわけですけども、我が町には、まだそこまで至っていないという状況であります。

それと図書館では、情報をですね、いち早く収集する必要があるんですけど、先ほどの話でもありましたように、パソコンがないんです。パソコンはないんですけど、それにも増してWi-Fiがないので、インターネットがつながっていないんですよね。だから学校の専門職員担当の方は、職員室に行ったらあるとかですね、パソコン教室があるところに行ったらあるというのはあるんですけど。学校の司書さんとか、そういった担当職員さんが、じゃあそこに行って、すぐに調べて何ができるかという、先生が使っておられたりすると使えない。使いづらい面もありますよね。そういう環境にあるということです。当然、そういう意味からすると、インターネットの利用環境は当然必要じゃないかなと思われるわけですね。

それから学校図書館との連携についてはですね、今先ほどの答弁もありましたように、それぞれ行っておられますけれども、学校図書館でできるその能力というのは限られますので、今後そういった町ですね、図書館からの支援をしていただいています、今のところ資料も揃っていないところもありますので、必要な資料が町の図書館にあればですね、貸し出し等をしていただいでやっていければなというふうに考えております。

次ですけども、予算です。国はですね、平成24年度からですね、第4次学校図書館整備5カ年計画と銘打ってですね、学校図書館に必要な予算を組んで配分してくれているわけですけども。単年度200億円、総額1,000億円を準備して学校図書館に配付しています。それから新聞、さっき新聞も全校じゃなかったと思うんですけど、新聞の配備についてもですね、単年度約15億円ですね。総額75億円、地方財政措置として講じられております。我が町では、先ほど言いましたように、蔵書の配分比率や古い資料となっている中ですね、学校図書館の予算額はどの程度なのか。それから、これについてはですね、学校ともちょっと予算のばらつきがあるようですけれども、その基準はどうなるのかと。それからこの予算で年間ですね、どの程度の本が買えるのか。またこの予算は町の単費かどうかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず予算についてですが、単純な図書購入費のみを御説明いたします。平成28年度予算で、4校総額で165万円となっております。内訳は中学校が55万円、芦屋小学校が35万円、芦屋東小学校が35万円、山鹿小学校が40万円となっております。また、これはあくまでも児童生徒用図書の購入費、予算額となっております。

次に配分が異なる点につきましてですが、単純に生徒児童数に比例しているわけではありませんが、ある程度は生徒児童数に応じた予算配分となっております。また、この、先ほど申し上げました図書購入費で、平成28年度は芦屋中学校が490冊、芦屋小学校が198冊、芦屋東小

平成30年第1回定例会（松岡泉議員一般質問）

学校が185冊、山鹿小学校が270冊以上購入しております。なお、この関係予算には、ある程度の地方交付税措置がございますが、地方交付税は一般財源となっております。このため、関係予算は町の単費でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、答弁がありましたように、町の毎年買っている本ですけど、大体100冊から300冊の間、中学校としては500冊程度の状況なんですけど。先ほどからお話している中で、全国協議会、その学校図書館協議会でですね、やっぱりこの基準があるわけですね。それはですね、基準はどうなっているかと言いますと、大体蔵書数の1割、プラスの児童生徒数が大体購入基準というふうに設けているわけです。だからまあ、うちの場合は8,000冊前後だと思うんで、そうすると800冊プラスの生徒数となると1,200冊ぐらいを、本当は購入して更新していけるようにしなければならないというのは基準なんです。そういうことで町の単費ということで、非常に負担になるわけですけども、やはりそこは子供たちのために、我が町の方針でありますので、しっかりとですね、そこは考えなければならないと思います。

それでは、この国からの財政措置の分は、当然この本に充てられていると考えてよろしいですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず国の地方交付税ですが、概算の概算となりますが、平成24年度が約180万円、その後は170万円、130万円、110万円、110万円と例年減少するような形で推移しているというふうに計算しております。御指摘のように、こちらの交付税措置につきましては、全てそのままそれ以上の予算を図書購入費と学校図書館に係る運営費に計上しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

単費ということですね、ことなんですけど、先ほどの基準も踏まえながらですね、子供たちがやっぱり図書館を活用できる。またそろっているというふうですね、体制が必要かなと思います。

それではですね、現在、今の状況の図書館を児童生徒、教員の皆さんはですね、どのように活用しているかを伺っていきますけども。まずですね、図書館の開館期間、時間ですね。中学校を除き、昼休みだけというか、小学校は昼休み時間だけですか、そういうお話でしたけども。放課後の時間に開館されていない理由ですね。それと児童生徒、教員の皆さんの1日のですね、この図書館の利用状況はどうか。それと授業でどのように活用されているのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

一部もう触れられましたが、改めて御説明します。

中学校は週4日、火曜日から金曜日までの午後1時から4時まで放課後も開館しております。3小学校につきましては原則、平日の昼休みと授業時間は常時開館しております。なお、小学校では3校とも放課後は開館しておりません。なお、小学校が放課後に開館していない理由についてですが、児童の安全確保のため、寄り道をせず、速やかに下校するよう指導しているためです。

そして各学校の利用状況についてですが、4校ともそれぞれ1日平均5人から20人程度の利用がっております。そして教員の利用についてですが、これもかなり差異があり、ほぼ使っていない学校もあれば、毎日のように宿題づくりや教材研究で利用している学校もございます。そして、この状況についてですが、やはり先ほども少し申し上げましたが、特に教員の利用状況の差異は教員図書や資料の保管場所によるものと認識しております。児童生徒の利用状況については、もう少し利用してほしいと思う一方、今までどおり昼休みはグラウンドで元気に体を動かして遊んでもらいたいとも考えております。

そして、授業での利活用についてですが、各学校とも週に1回程度は国語の時間や社会、総合的な学習の時間などで必要に応じて利用しております。また調べ学習や読書指導でも活用していると報告を受けております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

利用状況はですね、いいように、ちょっと町のほうではお考えになっておるみたいですけども、私はやっぱり、ちょっと、まだまだ不十分じゃないかなと思うわけですね。この学校図書館というのは、やっぱり教職員、児童生徒が最大限自由にですね、活用できるような環境づくりが必要じゃないかと思うんです。そういう意味からすると、子供たちの安全確保のために、ということ

で放課後はちょっと難しいかなと思ったりもするんですけども。先ほどの居場所づくりというようなことを勘案すればですね、これにつきましても学校司書の雇用とか、そういう面も、教職員の皆さんの負担軽減という、そういったこともあって非常に難しいかと思うんですけども。先ほどの状況を踏まえてですね、できたら登校して下校するまでの間ですね、小学校で。中学校ではですね、ちょっと放課後まである程度やって、開館していただいていると思うんですけど。そういう取り組みも必要じゃないか。また、長期間休業による夏休み期間とか、冬休み期間でですね、子供たちは学校で調べものをしたいとか、そういったことで町の図書館は開いてるかと思うんですけども。そういったことで開館をできるようなことがあればいいかなと思います。どちらにしてもですね。そこへの児童生徒、教員の皆さんは一日一度はですね、この学校図書館を利活用して、寄ってくれるようなですね、環境になればいいんじゃないかなというふうに考えます。

次にですね、管理体制ですね、この学校図書館の管理体制についてなんですが。活性化を図る上でですね、学校全体としての、やっぱりマネジメントが必要じゃないかなと思います。この運営や読書活動の展開に関してはですね、校長のリーダーシップのもとにですね、学校全体で積極的に取り組む体制が確立される必要があるかと思えます。

そこで、この管理体制についての現状について、ちょっとお伺いいたします。学校図書館の運営にかかわる主な教職員は、当然ながら校長等の管理職の方、司書教諭、一般教員、学校司書等でありましてけれども、この組織的な運営が適切に行われているかどうか。運営はどのように行われているかが1点ですね。

2つ目に、主担当員となるのは、司書教諭、学校司書さんかと思うんですけども、この役割の違いですね。それから、この双方の連携状況。それとですね、学校司書さんを置いておられるように聞いているんですけど、この学校司書さんの勤務状況ですね。勤務時間についてお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず管理体制、組織的運営についてですが、各学校には図書館教育という部会があり、そこで学校ごとに図書館の運営を行っております。ここでは、学校司書や司書教諭だけでなく、校長など学校管理職も大きくかかわっております。具体的には、図書館蔵書活動の年間計画や目標を設定し、これらに基づき年間運営を行っております。これらのことから、管理体制は整っており、組織的運営もできているものと認識しております。

次に、司書教諭と学校司書の違いですが、簡単に申し上げますと司書教諭は情報教育の観点から、図書・蔵書活動の年間計画や目標設定を行います。学校司書はその年間計画や目標の実行、

平成 30 年第 1 回定例会（松岡泉議員一般質問）

運営を行います。連携についてですが、司書教諭と学校司書それぞれが自分の役割を認識し、良好な人間関係のもと、しっかりと連携し、学校図書館を運営しております。

学校司書の勤務時間ですが、中学校は 1 日 4 時間勤務で週 4 日勤務、3 小学校では 1 日 4 時間勤務で週 3 日勤務となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

今、答弁をいただきましたけども。私はですね、今回、こういった御要望が保護者の皆さんからですね、御要望のあった件もあって、今まで学校は訪れるんですけども、図書館まで、ちょっと足を踏み入れたことがなくてですね、1 月の終わりから 2 月の初めに 4 校を訪問させていただきました。その中で学校司書の方からお話を聞いてきましたけども、我が町では各学校ともですね、今、答弁があったように、学校司書さんが配置されておりました。学校図書館の運営はですね、各学校とも司書教諭の人のもと、連携して行われておりましたけれども。学校の司書さんは、勤務時間が制約で、中学校で 4 時間ですか、4 日間。それから小学校で 3 日、4 時間というような制限もございますし。先ほどから申していますように、そういった蔵書の取り扱いについての基準が設けられていないと。それから自分たちに必要な備品、それから管理についてのバーコード機能、そういったものがない中でですね、その 4 時間をフルにですね、創意工夫をしながら、しっかりと勤務されておりました。ただ、司書教諭さんとのつながりの連携もやられている学校、聞いている中ではですね、感じ取ることもできたんですけど、温度差がちょっとあって、各学校でも連携要領についてもしっかりと取れているかどうか疑問なところもありましたし、今、お話があった中で、経営計画についてはしっかりと取り組まれているということでお話をいただきましたが、そこまで深くはですね、私も確認しませんで、どうなのかなとちょっと心配される場所もございました。できればちょっと見たかったんですが。これは今後の課題としてですね、取り組んでいただければというふうに思います。こういった状況の中ですね、今までの状況を確認してきたわけですけども、町としてですね、この学校図書館の充実をどのように捉えているのかをお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

この限られた予算と人員体制の中で、学校司書や司書教諭たちが大変頑張ってくれております。おかげさまで芦屋町の学校図書館におきましては、全国標準程度もしくはそれ以上の充実度であ

ると認識しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

ICTの導入に関してもですね、各4町の中で遠賀郡4町の中で、今回ですね、予算づけしていただいて、芦屋町がしっかりとその牽引力を担うということで、我が町の教育方針であるそういった信念を貫き通しているところがあると思うんですけど。学校標準または全国の標準にとどまらずしてですね、我が町は、我が町の子供たちは我が町で育てるという信念のもとにやっておりますので、トップクラスを目指してですね、標準だからいいということじゃないと思うんですね。では、そういうことで、学校図書館は非常に学校教育についても、基礎的な施設ですよ。備えなさいという状況であります。充実を今後図っていく必要があるかと思うんですけども、まあその中で充実とはですね、この必要な蔵書がそろっているということですね、必要なものが。それから人材でこういった司書教諭さん、学校司書さん、そういったものがそろっている、配置が整って、その方たちの有機的な結合の中でですね、組織的な運営で学校全体としてですね、取り組んでいくことが充実している姿というふうに思うわけですね。今、見てみた課題の中でですね、ちょっと、この今後の取り組みについて伺っていきますけども、時間がありませんので、まとめて項目についてお伺いいたします。

1つ、組織体制の整備について。2つ目、学校司書の取り扱い、これ拡大ですね。勤務時間が4時間で大変な中でやっておられると。それから、こういった学校司書さんのスキルアップ。研修をやりなさいということで、国のほうも考えておりますので、そういう中で学校司書さんの能力をやっぱり上げていく必要があるんじゃないか。3つ目ですね、運用基準。先ほど言っていますけども。これは決まりが全然ない中で運用しているのは、私は珍しいなと思うわけですね。やはり何かの基準、町の基準、教育委員会で定めた基準、そういったものがはっきりした、明文化された中で運用すべきじゃないかと思うので、これについて、策定についてですね、どうなのかと。それから、予算の増額。財政が厳しい中ですけど、少しふやしていただきたいと思うんですね。それから備品、最後に5項目め、備品ですけど。このバーコードの導入、それからPC、パソコンの配置ですね、配付。インターネットを当然使えるような形でですね、この学校司書さんに渡してですね、情報収集が可能なようにしていただきたいと思うんです。この点をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

今、御質問された 5 点について簡潔に御説明します。

まず 1 点目、運用体制の整備についてですが、芦屋町には町全体の協議会のような組織はございません。各学校には先ほど申し上げたように、学校図書館教育という部会があり、そこで学校ごとに図書館の運営を行っております。町全体の組織の必要性については、これから各学校で協議・検討してもらい、その検討結果により、教育委員会で判断していきたいと考えております。また、各学校図書館と町の図書館における連携要領についても同様です。

学校同士や町の図書館との連携は、学校図書館法にも規定されており、必要性は承知しており、現在でもある程度は連携しているところです。その一方、協議会設立や連携要領策定により、司書教諭や学校司書、町図書館司書たちの業務負担がふえないように、しっかり検討、判断していきたいと考えます。

次、2 点目、学校司書についてですが、司書資格を有する人を雇用することが望ましいのですが、現実的ではございませんので、現在の学校司書に今後も県教委などが開催する研修会等の情報提供を行い、可能な範囲で研修に努めさせます。また、町図書館の司書研修会などにも可能な範囲内で参加させていただき、情報共有や研さんに努めさせたいと考えております。

3 点目、運用基準についてですが、図書の選定・更新・廃棄などの運用基準の策定については、各校の司書教諭と図書館司書、校長たちで今後、協議検討してもらいます。学校ごとに策定するのがよいのか、小学校 3 校合同と中学校で、それぞれ策定するのがよいのか、4 校合同で策定するのがよいのか、メリット、デメリットを比較・検討してもらおうと考えております。

4 点目、予算についてですが、予算の増額につきましては、限られた学校予算ですので、今までと同様、ある程度は学校側に裁量を持たせ、毎年度、各校の状況に応じた中で優先順位をつけ、図書購入予算の増減を調整してもらいます。もちろん、毎年度ある一定額以上の図書購入費は確保いたします。そして学校司書の勤務時間をふやすにしても、やはり予算が必要となりますので、これからも費用対効果を鑑みながら、優先順位と教育効果を検証し、スクラップできる事業や人員があれば、その際に検討したいと考えております。

最後、5 点目、備品についてですが、やはり蔵書管理機能を強化するためには、バーコード機能を有した POS システムを導入し、パソコン管理することが有効、必要ではないかと考えております。御指摘のように、郡内では水巻町と岡垣町が導入済みですので、これから芦屋町でも調査研究を進めてまいりたいと考えております。

また、司書の情報収集機能を確保するためには、やはりパソコンとインターネット環境は必須であると考えます。これにつきましては、今後進めていく学校教育 ICT 機器導入とあわせて、協議・検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今お伺いしましたようにですね、課題が図書館一つをとってもですね、学校の中ではそういうことが重要になってきますので、しっかりと取り組んで、子供たちがすくすくと伸びるですね、学校環境を整えていく必要があるかなと思います。

最後にですね。今までの、課題について検証したわけですけども、教育委員会としてですね、この人的な体制、それから物的な体制についての条件整備、支援を行っていく責務が当然あるかと思うんですけど、これについて、教育長のほうにこの責務について、どう考えるかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

確かに松岡議員が言われたように、子供のみならず、大人も読書に親しむ習慣がどんどん失われていることに対する危機感を、私自身も強く持っております。そのような状況の中で、教育委員会として、学校が学校図書館の機能を十分に利活用できるよう支援し、学校図書館の充実に向けた施策を推進することが重要であることは十分に承知しております。学校図書館は児童生徒の興味関心等に応じて自発的、主体的に読書や学習を行う場であるとともに、読書等を介して創造的な活動を行う場でもあります。このため、学校図書館は、児童生徒が落ちついて読書を行うことができる安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えるよう努めたいと考えております。また、これからの学校図書館には主体的、対話的で深い学び、アクティブラーニングの視点からの学びを効果的に進める基盤としての役割も期待されており、例えば児童生徒がグループ別の調べ学習等において、課題の発見、解決に向けて必要な資料、情報の活用を通じた学習活動等を行うことができるよう、学校図書館の施設を整備、改善していくよう努めたいと考えております。

しかし、何分、予算の関係もございますので、優先順位を決めながら必要な条件整備、支援を行い、学校図書館の充実を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

平成 30 年第 1 回定例会（松岡泉議員一般質問）

そういうことですね、御要望は保護者の皆さん、子供たちからの要望でありますようにですね、古い本が図書館からなくなって、自分たちが探す資料はですね、すぐに見つかる。そういった図書館になるんじゃないかなと期待をします。

我が町の子供たちはですね、しっかりとそういった中で育ててあげたいというふうに考えますので、どうか皆様ですね、力添えをお願いしたいと思います。

以上をもって私の一般質問をこれで終わります。以上です。

○議長 小田 武人君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。